

第 1007 回教育委員会 会議録

平成 27 年 3 月 16 日

14:00～15:15

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1007 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、菊川委員と小嶋委員を指名いたします。

③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④委員長の選挙

<長南委員長> 議事に先立ち、委員長の選挙を行います。事務局から説明してください。

<総務課長> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期は1年となっておりますので、長南委員長の委員長としての任期は、本年3月26日で満了となります。つきましては、次期委員長を選ぶ必要がありますので、同法第12条第1項の規定により、委員長の選挙をお願いいたします。なお、次期委員長の任期は、平成27年3月27日から平成28年3月26日までとなります。

以上、よろしくお願い致します。

<長南委員長> それでは、委員長の選挙を行います。
委員長の選挙は、山形県教育委員会会議規則第4条の規定により、会議において無記名投票により行うこととなっておりますが、委員中に異議がないときは、指名推選の方法をとることができることとされております。いかがいたしますか。

<菊川委員> 従来の方法にならない、指名推選の方法でいかがですか。

<長南委員長> 菊川委員から、指名推選の方法との御発言がありましたが、いかがでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、選挙は指名推選の方法により行うことといたします。被指名人について会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人と決定することにいたします。御推選をお願いします。

<小 嶋 委 員>

次期委員長として長南委員を推選いたします。

<長南委員長>

お諮りいたします。
ただいま、小嶋委員から、私を委員長として御推選いただきましたが、いかがでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、私を次期委員長とすることに決定いたします。

⑤委員長職務代理者の指定

<長南委員長>

次に、次期委員長職務代理者の指定を行います。
指定の方法は、山形県教育委員会会議規則第5条の規定により、指名推選によることとされております。
被指名人について会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって次期委員長職務代理者として指定することにいたします。
なお、委員長職務代理者は、従来どおり、第1委員長職務代理者と、第2委員長職務代理者の2名にしたいと存じますが、いかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

それでは、第1委員長職務代理者と、第2委員長職務代理者を、それぞれ御推選願います。

<武 田 委 員>

第1委員長職務代理者として菊川委員、第2委員長職務代理者として小嶋委員を推選いたします。

<長南委員長>

お諮りいたします。
ただいま、武田委員から、第1委員長職務代理者として菊川委員、第2委員長職務代理者として小嶋委員を御推選いただきましたが、いかがでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、菊川委員を次期第1委員長職務代理者に決定いたします。また、小嶋委員を次期第2委員長職務代理者に決定いたします。

⑥報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況(2月末現在)」について、高校教育課より報告願います。

<高校教育課
課長補佐> << 報 告 >>

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<小嶋委員> 公務員の発表を待っているという説明がありましたが、県外の未内定者数14人は、公務員に決定すると減る可能性があるということですか。

<高校教育課
課長補佐> 公務員の希望は主に、県外の警視庁の発表を待っているもので、それが決定すれば減る可能性があります。

<菅間教育次長> 結果は発表されているのですが、名簿登載されていて、他に採用を辞退した生徒がいた場合は、追加合格があるかもしれないということで、それを待っている状況です。来年度にはいつからでも追加合格がある可能性があるということですので、だめであれば、公務員試験の専門学校に入学するなどして、来年度もう一度頑張りたいということですので。こうなるとなかなか内定率につながらないということになります。

<小嶋委員> 警視庁などでは採用数はかなり多いのですか。

<菅間教育次長> 大量退職、大量採用の状況で、その状況はどの県警察にもあります。

<菅野教育長> 山形県の場合ですと、公務員試験の合格者の名簿の数と、採用者の数はほぼ同じになるのですが、東京都ですと、警察の辞退者が多く出るので、多めに合格を出して、採用を抑えるということをしているようです。

<長南委員長> ほかになければ、次に、(2)「平成27年度公立高等学校入学者選抜の実施状況について」、高校教育課より報告願います。

<高校教育課
課長補佐> << 報 告 >>

<長南委員長> 御質問等ございますか。

- <小 嶋 委 員> 総合すると定員に満たないということですか。
- <高校教育課
課長補佐> トータルでは定員を下回っております。
- <小 嶋 委 員> 志願倍率が1を下回っていますので、全体の受検者数としては定員を下回っており、実際の入学者数としてはもっと少なくなるということですか。
- <菅間教育次長> 1倍を超している学校もありますので、落ちている生徒はいます。そのような場合も含めて全体で1倍を下回っています。
- <小 嶋 委 員> かなり定員に満たないところもあるということですね。
- <菅間教育次長> 県内の中学校卒業生全体と、公私立あわせた定員はある程度計算しているのですが、そういった中で、このような結果となったということは、私立専願で、公立を受検しなかった生徒が予想よりも少し多かったということになります。
- <小 嶋 委 員> 私立は、当初の想定より入学者が多くなっているということですか。
- <菅間教育次長> 私立専願での入学者が多く、併願での入学者が少なくなるということになります。
- <菅野教育長> 議会でもこの問題は取り上げられております。説明しておりますのは、今の計画では55学級を減らすところ、45学級しか減っていないということが一つ。それから、今お話しがあったように専願が増えているということがあります。専願が増えているということは、私立学校で自助努力をしているということと、就学奨励金などがあり、家庭での授業料持ち出しが少なくなっているということがあります。私立に行っても、公立に行ってもお金の面でそれほどかわらないということで、併願から専願にシフトしている状況があります。
- <小 嶋 委 員> 就学奨励金などの授業料への支援の予算は国から出ているのですか。
- <菅野教育長> 国からも出ていますし、県からも出ています。それに加えて、成績の良い子には、学校独自の奨学金などもあります。
- <小 嶋 委 員> 例えば、家庭の経済状況が厳しいが、優秀な生徒の場合は、私立の特選などのほうが良いケースもあるということですか。
- <菅野教育長> 実際がそうなっているかはわかりませんが、そのほうが良いケースも試算すれば出てきます。

- <小嶋委員> そういうことであれば、今後もっと定員を減らす必要があるということですね。
- <菅野教育長> はい。生徒の数が減っていきますので、どんどんやっていかないといけません。
- <武田委員> 私のまわりにもそのような話があり、娘の中学校でも、いままで私立校には目を向けていなかった層が目を向け始めたという実態あるということを知っています。
- <菅野教育長> 実際に、かなりの数が専願に回っているようです。私立校でも生徒を確保しなければなりませんので、相当努力しているようです。
- <長南委員長> ほかになければ、次に、(3)「YAMAGATA ドリームキッズ第6期生の決定について」、スポーツ保健課競技スポーツ推進室長より報告願います。
- <競技スポーツ推進室長> ≪ 報 告 ≫
- <長南委員長> 御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、次に、(4)「第70回国民体育大会冬季大会スキー競技会の山形県選手団の成績について」、スポーツ保健課競技スポーツ推進室長より報告願います。
- <競技スポーツ推進室長> ≪ 報 告 ≫
- <長南委員長> 御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、次に、(5)「平成26年度全国高等学校総合体育大会(スピードスケート・スキー)の山形県選手団の成績について」、スポーツ保健課競技スポーツ推進室長より報告願います。
- <競技スポーツ推進室長> ≪ 報 告 ≫
- <長南委員長> 御質問等ございますか。
- <武田委員> スキージャンプの競技人口はどのくらいですか。
- <競技スポーツ推進室長> 今は、高校では米沢のほうでしか行われていません。子供たちのなかで、村山から米沢に通って練習しているという子が若干おります。

<長南委員長> ほかになければ、次に、(6)「日本遺産魅力発信推進事業への取組みについて」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> ≪ 報 告 ≫

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、次に、(7)「県立図書館のリニューアルについて」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> ≪ 報 告 ≫

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、これより議事に入ります。

⑦議 事

<長南委員長> 議第1号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長> ≪ 議第1号 説 明 ≫

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次の、議題2号と議第3号は関連しますので、一括して議題とします。
議第2号「山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定名勝の指定の解除について」、議第3号「山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長> ≪ 議第2号、議第3号 説 明 ≫

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、議第2号及び議第3号について、原案のとおり可決してよ

ろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第2号及び議第3号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長>

次の、議第4号及び議第5号は人事に関する議案となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第4号及び議第5号は秘密会にて審議 》

⑧閉 会

<長南委員長>

これで、第1007回教育委員会を閉会いたします。